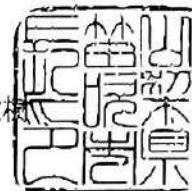


笛長第8-60号  
令和3年8月31日

山梨県介護支援専門員協会峡東支部  
支部長 原 昌彦 殿

笛吹市長 山下 政樹



新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の  
臨時の取扱いについて(回答)

令和3年8月23日付で質問をいただきました件について、下記のとおり回答します。

記

- (問) 令和2年3月2日、4月15日、5月28日と3回にわたり新型コロナウイルス感染拡大における居宅支援の臨時の取扱いについて質問し回答を得ているが、令和3年8月現在同様の解釈としていくことでよいか確認したい。
- (答) 新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等重点措置区域に山梨県が指定されるなど、いまだ収束が見通せず厳しい状況が続いております。したがいまして、令和2年3月2日、令和2年4月15日および令和2年5月28日と3回にわたりご質問いただいた内容については、各質問時と同様の解釈とします。

笛吹市役所長寿介護課 給付適正担当 電話 055-261-1903
---